

作成日: 2010/04/05

改訂日: 2022/05/27 (第3版)

安全データシート

【1. 化学品及び会社情報】

化学品の名称	ベンリーRL モルタル専用混和液
供給者の会社名称	二瀬窯業株式会社
住所	〒820-0044 福岡県飯塚市横田 669
担当部門	本社技術課
電話番号	0948-22-0447

【2. 危険有害性の要約】

化学品のGHS分類

健康有害性	生殖毒性 区分 1B
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分 2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分 3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H401 水生生物に毒性 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
応急措置	ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P308+P313)
保管	施錠して保管すること。(P405)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

【3. 組成及び成分情報】

化学物質・混合物の区別 混合物
 化学名又は一般名 スチレン・アクリル共重合体水性エマルジョン

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	CAS 番号
スチレン・アクリル共重合体	40.52%	非公開	既存	非公開
ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニル＝エーテル	3.50%	(C ₂ H ₄ O) _n C ₁₅ H ₂₄ O	(7)-172	9016-45-9
フタル酸ジ－ノルマル－ブチル	0.98%	C ₁₆ H ₂₂ O ₄	(3)-1303	84-74-2
水	55.00%	H ₂ O	対象外	7732-18-5

【4. 応急措置】

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸し易い姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師の診断手当てを受ける。

皮膚に付着した場合 汚染された衣類を全て脱ぎ、多量の水と石鹼で洗浄すること。
 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断／手当てを受けること。

眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が続く場合は必ず医師の診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗い、直ちに医師の 診断 手当て を受ける。

【5. 火災時の措置】

適切な消火剤 水、泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤 情報なし

火災時の特有の危険有害性 乾燥物は可燃であり、燃焼ガスには、二酸化炭素、一酸化炭素等のガスが含まれるので、消火作業の際には煙を吸入しないように注意すること。

特有の消火方法 消火作業は風上から行うこと。

消化を行なう者の保護 消火作業の際は、必要に応じて適切な保護具を着用すること。

【6. 漏出時の措置】

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 漏出時の処理を行う際には、必ず保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面等を着用する。こぼれた場所は滑り易いために注意すること。

環境に対する注意事項 漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。
 河川、湖沼へ流出した場合は直ちに監督官庁に連絡をとること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材 流路を毛布・土嚢等を用いて堰き止め、大量流出の場合はバキューム等で汲み上げ、又少量流出の場合はおが屑・土砂・パーライト等を混ぜて回収する。

二次災害の防止策 河川・湖沼への流入の場合は、警察署・消防署・都道府県市町村の公害関連部署・河川管理局・水道局・保健所・農協・漁協等に直ちに連絡を取る。

【7. 取扱いおよび保管上の注意】

取扱い

技術的対策

取扱いは、換気のよい場所で行う。眼、皮膚への接触を防止するため状況に応じ保護眼鏡、保護手袋などの保護具を着用する。

屋外または換気のよい場所で使用すること。換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。

スプレーミストの発生する作業の場合は、局所排気装置を設置し、フィルター付きの保護マスクを着用すること。

安全取扱注意事項

: 容器の転倒、落下に注意し、容器を引きずる又は衝撃を与えるなどの乱暴な取扱いをしない。

取扱い後は手洗い及びうがいを十分に行う。

接触回避

【10.安定性及び反応性】を参照。

保管

安全な保管条件

よく蓋をし、直射日光を避け、通風のよい場所で5~35℃で保管する。

安全な容器包装材料

消防法及び国連危険物輸送に関する勧告で規定されている容器を使用する。

密閉可能で腐食しにくい物。5℃~35℃に保温可能であれば更に良い。

【8. ばく露防止及び保護措置】

管理濃度

設定されていない。

許容濃度

日本産業衛生学会

フタル酸ジ-ノルマル-ブチル 5mg/m³

ACGIH

フタル酸ジ-ノルマル-ブチル TLV-TWA 5 mg/m³

設備対策

屋内作業場での使用時は、局所排気装置を設置する。

取扱場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。

保護具

呼吸用保護具

フィルター付きの保護マスクを着用する。

手の保護具

有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。

眼、顔面の保護具

保護メガネを着用する。

皮膚及び身体の保護具

取り扱う場合には皮膚を直接曝さないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

【9. 物理的及び化学的性質】

物理状態

液体

色

乳白色

臭い

微アクリル臭

融点/凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲

100℃(水)

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限界
/可燃限界

下限

データなし

上限

データなし

引火点

データなし

自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	7.0~9.0
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール/水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし。
密度及び/又は相対密度	約 1.1
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

【10. 安定性及び反応性】

反応性	特記すべき反応性なし
化学的安定性	常温常圧で安定
危険有害反応可能性	特記すべき反応性なし
避けるべき条件	5°C未満の低温、35°Cを超える高温を避ける。
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	燃焼により CO、NOx 等の有毒ガスを発生する恐れがある。

【11. 有害性情報】

急性毒性	分類できない。
皮膚腐食性/皮膚刺激性	分類できない。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	分類できない。
呼吸器感作性	分類できない。
皮膚感作性	分類できない。
生殖細胞変異原性	分類できない。
発がん性	分類できない。
生殖毒性	(生殖毒性) 区分 1B の成分合計が、区分 1B に該当。 (生殖毒性・授乳影響)分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	分類できない。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない。
誤えん有害性	分類できない。

【12. 環境影響情報】

水生環境有害性 短期(急性)	(毒性乗率×10×区分 1)+区分 2 の成分合計が、区分 2 に該当。
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率×100×区分 1)+(10×区分 2)+区分 3 の成分合計が、区分 3 に該当。
生態毒性	河川に流出した場合は、エマルジョン中の樹脂の粘着性による呼吸困難のため、魚類が死亡する 場合がある。
残留性・分解性	情報なし

生体蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	物理的性質から見て、大気、水域、土壤環境に移動し得る。
オゾン層への有害性	モントリオール議定書で列記された成分の含有情報なし

【13. 廃棄上の注意】

残余廃棄物	容器、機器装置等を洗浄した排水等は地面や排水溝へそのまま流さないこと。 廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従って処理を行うか委託すること。
汚染用器及び包装	空容器は内容物を完全に除去してから処分する。 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。

【14. 輸送上の注意】

国際規制	国連番号	非該当
	品名	非該当
	国連分類	分類に該当しない。
国内規制		
	陸上規制	法の基準に従い積載・輸送する。
	海上規制情報	法の基準に従い積載・輸送する。
	航空規制情報	法の基準に従い積載・輸送する。
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策		直射日光を避け、5℃以上 35℃以下で輸送する。輸送前に容器の破損、腐食、漏れなどないことを確かめる。 転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。

【15. 適用法令】

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9) フタル酸ジノルマルブチル ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル(令和 8 年 4 月 1 日以降)
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	第 1 種指定化学物質(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル
化審法	優先評価化学物質(法第 2 条第 5 項)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第 9 次答申)フタル酸ジブチル
海洋汚染防止法	個品運送P(施行規則第 30 条の 2 の 3、国土交通省告示) フタル酸ジノルマルブチル 有害でない物質(施行令別表第 1 の 2) 有害液体物質(X 類物質)(施行令別表第 1) 有害液体物質(Y 類物質)(施行令別表第 1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の 項
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第 2 条第 1 項第 1 号イ、平成 30 年 6 月 18 日省令第 12 号)

【16. その他の情報】

本 安全データシートは、現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。また、安全データシート中の注意事項は通常の手扱いを対象にしたものです。製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用方法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。また、弊社は安全データシート記載事項について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではなく、本データシートに記載されていない弊社が知見を有さない危険性がある可能性があります。